補助金交付手続きの流れ

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者 | 鳥取県 | 備考 |
| ①補助対象機器の購入・設置  ［補助対象機器］  ・カメラ付きドアホン（録画機能付き）  ・防犯カメラ（屋外用、録画機能付き）  ・センサーライト（屋外用）  ②補助金交付申請書兼実績報告書提出  ［提出書類］  ・補助金交付申請書兼実績報告書（様式第1号）  ・誓約書兼同意書（様式第３号）  ・申請書類事前確認書（チェックシート）  　（様式第４号）  ・購入実績（購入品名・購入量・購入日）及び代金支払済であることが確認できる書類（納品書、請求書、領収書等の写し）  ・振込先口座の通帳の写し  （金融機関、支店名、口座種別、口座番号及び口座名義が確認できるもの）  ③交付決定及び額の確定通知書受理  　県から送付された「犯罪から県民を守る緊急対策事業補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書」は大切に保管してください。  ④指定口座入金確認 | 受付  審査  補助金交付決定及び  額の確定  交付決定及び  額の確定通知送付  補助金の支払 | ・補助金申請受付開始後（令和７年１月７日）に購入・設置した機器を補助対象とします。  ・提出書類が全て揃った時点でご提出ください。  ・書類に不備があった場合は受付後に補正の指示を行います。  ・指示を行ったにもかかわらず必要書類が提出されない場合は書類を返却し、受付を取り消します。  ・予算額には限りがあります。  ・県ホームページに予算執行状況を掲載（毎日更新）します。  ・申請前に県ホームページの予算執行状況を確認してください。 |